

旅館業法に基づく処分について、行政手続法第13条第1項第1号の規定により聴聞を行います。ついては、行政手続法第15条第3項の規定に基づき次のとおり公示します。

令和4年2月7日

京都市長 門川大作

1 処分の名あて人となるべき者並びに聴聞の期日

処分の名あて人となるべき者	期日
松尾ふみ	令和4年3月3日（木）午前10時
有限会社まるきエステート	令和4年3月3日（木）午前10時30分
有限会社京信ハウス	令和4年3月3日（木）午前11時
レッドリレーション株式会社	令和4年3月3日（木）午後1時10分

2 聴聞の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル4階 保健福祉局会議室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織

名称 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター
所在地 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地
千代田生命京都御池ビル2階

4 その他

処分の名あて人となるべき者から申出があった場合は、上記に加え、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実等を記載した書面を交付します。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)